

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 5 月 7 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議長の辞職許可について
- 日程第 5 選挙第 2 号 議長の選挙について
- 日程第 6 副議長の辞職許可について
- 日程第 7 選挙第 3 号 副議長の選挙について
- 日程第 8 常任委員会委員の選任について
- 日程第 9 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 10 議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第 11 選挙第 4 号 海部南部水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 12 選挙第 5 号 海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 13 選挙第 6 号 海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 14 選挙第 7 号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 15 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 16 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 17 議案第 26 号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 18 委員会付託の省略について
- 日程第 19 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 20 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 21 議案第 26 号 愛西市税条例の一部改正について

◎本日の会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第 21 までの各事件
- 追加日程第 1 同意第 1 号 愛西市監査委員の選任について
- 追加日程第 2 同意第 2 号 愛西市副市長の選任について

◎出 席 議 員（18 名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	佐 藤 旭 浩 君
3 番	中 村 文 武 君	4 番	河 合 克 平 君
5 番	真 野 和 久 君	6 番	山 田 門 左 五 郎 君
7 番	吉 川 三 津 子 君	8 番	杉 村 義 仁 君

9 番 角 田 龍 仁 君
11番 原 裕 司 君
13番 近 藤 武 君
15番 鬼 頭 勝 治 君
17番 高 松 幸 雄 君

10番 石 崎 誠 子 君
12番 佐 藤 信 男 君
14番 神 田 康 史 君
16番 山 岡 幹 雄 君
18番 竹 村 仁 司 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	教 育 長	河 野 正 輝 君
総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
保険福祉部長	田 口 貴 敏 君	税 務 課 長	伊 藤 恒 君
保険年金課長	後 藤 真 治 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	長谷川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

午前 9 時31分 開会

○議長（杉村義仁君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 1 回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・会議録署名議員の指名について

○議長（杉村義仁君）

日程第 1 ・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、5 番・真野和久議員、6 番・山田門左エ門議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 2 ・会期の決定について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第 2 ・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、4 月30日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただいておりますので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、去る 4 月30日に委員の方々と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議いただきました結果、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日限りにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 3 ・諸般の報告について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第 3 ・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区環境事務組合議会議員の真野和久議員、お願いいたします。

○5番（真野和久君）

それでは、海部地区環境事務組合議会の報告を行います。

令和6年第1回臨時会が3月26日、新開センターにおいて開催されました。

付議事件としては、議案第3号：監査委員の選任同意についてがありました。これについては、蟹江町の加藤正人さんが選任されました。

また、4月18日に令和6年第2回臨時会が行われました。

付議事件として、議案第4号：令和6年度海部区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第5号：監査委員の選任同意についてが議論されました。

議案第4号の一般会計補正予算については、補正額62万7,000円、補正後の予算額30億4,430万2,000円。全員賛成で可決されました。

また、議案第5号：監査委員の選任同意、これは議会のほうですけれども、は、八木敏一飛島村議会議員が選任されました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

御苦労さまでした。

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の河合克平議員、お願いします。

○4番（河合克平君）

では、海部地区急病診療所組合の報告をさせていただきます。

去る令和6年3月29日金曜日、海部地区急病診療所組合の議場にて、令和6年第1回定例会が開催されました。

付議事件として、議案第1号：海部地区急病診療所組合議員の給与に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決されました。

議案第2号：海部地区急病診療所組合パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についても全員賛成で可決されました。

議案第3号：令和6年海部地区急病診療所組合一般会計予算についてですが、予算総額1億3,734万1,000円、歳入歳出同額で予算提案がされ、全員賛成で可決されました。

この予算についてですが、実際の予算について、愛西市の負担については、約195万1,000円について負担金が減額をされ、78万9,000円の負担金となりました。これについては、令和4年度の決算でも申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症による大きな黒字があったため、それにより負担金が大幅に減額をされたという状況でありましたし、そのことは求めてきたところでありました。さらに、この議会において、弥富市の高橋八重典議員が議長への選出をされたということについても併せて報告をさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

御苦労さまでございました。

次に、海部南部水道企業団議会議員の高松幸雄議員、お願いします。

○ 17 番（高松幸雄君）

それでは、海部南部水道企業団議会の報告をさせていただきます。

海部南部水道企業団議会は、南部水道企業団において、去る令和6年4月2日に令和6年第1回海部南部水道企業団議会臨時会が開催されました。

付議事件といたしまして、同意第1号：監査委員の選任について、弥富市の加藤克之さんが監査委員として選任されました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

御苦労さまでした。

なお、去る4月18日、第7回東海市議会議長会会長から、吉川三津子議員が議員在職20年以上、それに神田康史議員、高松幸雄議員、河合克平議員、近藤武議員、それに私、議員在職10年以上の表彰を受けられました。ここに多年にわたる功績に対し、深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心よりお喜び申し上げ、御披露を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議長の辞職許可について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・議長の辞職許可については、私ごとでございますので、副議長に議事進行をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

〔議長 副議長と交代〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（佐藤信男君）

それでは、しばらくの間、議長の職を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、日程第4・議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、杉村義仁議長の退場を求めます。

〔議長・杉村義仁議員 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

辞職願。私はこのたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。令和6年4月30日、愛西市議会副議長様。愛西市議会議長・杉村義仁。以上でございます。

○副議長（佐藤信男君）

辞職願は、ただいま事務局長朗読のとおりであります。

お諮りします。杉村義仁議員の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、杉村義仁議員の議長の辞職を許可することに決定しました。
議長の辞職の許可が終了しましたので、杉村義仁議員の入場を許可します。

〔8番・杉村義仁議員 入場〕

杉村義仁議員に申し上げます。

杉村義仁議員の議長の辞職は、許可することに決定しました。

杉村義仁議員より御挨拶があります。

○8番（杉村義仁君）

皆さん、どうもただいまは私の辞職願を承認いただきまして、誠にありがとうございます。

退任に当たりまして、皆様にお礼の御挨拶をさせていただきます。

令和4年5月から11代目の議長として皆様方から拝命いただきました。これまで本当に初めてのことで、皆様方にはいろいろな御迷惑、また御支援をいただきまして、大変ありがとうございました。無事に全うすることができましたのも、皆様方の温かい支援と御協力があったから、こういうふうに関日まで議長の職を全うすることができました。大変ありがとうございました。

また、これもひとえに議員の皆様方は当然のことでございますが、市長をはじめ執行部の皆様方の厚い協力がございましたので、こうして議長の職を全うできました。本当に心から感謝を申し上げる次第でございます。大変ありがとうございました。

私も今後とも愛西市議会の議員として、市民の皆様方の負託に応えるべく、一生懸命精進させていただきますと思いますので、これまでと変わらず、また御指導御鞭撻、御支援をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。2年間本当にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・選挙第2号

##### ○副議長（佐藤信男君）

次に、日程第5・選挙第2号：議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、1番・馬淵紀明議員と2番・佐藤旭浩議員の2名を立会人に指名いたします。

それでは投票用紙の配付をいたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1 番議員より順次投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いいたしました 2 名の方は開票場所へお集まり願います。

〔開 票〕

選挙の結果を発表いたします。

総投票数18票、有効18票、無効ゼロ。

法定得票数は 5 票であります。有効投票のうち、角田議員 7 票、近藤議員 7 票、河合議員 2 票、神田議員 1 票、馬淵議員 1 票。

これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除した数の 4 分の 1 以上であります。角田議員、それから近藤議員の得票数は同数であります。この場合、地方自治法第118条第 1 項の規定は、公職選挙法第95条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

角田議員、近藤議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは 2 回に分けて行います。1 回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

それでは、立会人の立会いをお願いいたします。

最初に、くじを引く順番を決めるくじを行います。封筒を選んでいただき、出た番号の若い番号の順に、次に行う当選人を決めるくじを引く順番といたします。

まずは、議席順によりくじを引いていただきます。角田議員、近藤議員の順にくじを引いてください。

〔くじを引く〕

当選人を決めるくじを引く順番が決定しましたので発表いたします。

まず初めに、角田議員、次に近藤議員のとおりであります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを引いていただきます。当選と書いたくじを引いた方を当選人といたします。

それでは、角田議員、近藤議員の順にくじを引いてください。

〔くじを引く〕

くじの結果を発表いたします。

くじの結果、近藤議員が当選人と決定いたしました。よって、近藤議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました近藤議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

近藤議員より議長就任の御挨拶があります。

○新議長（近藤 武君）

先ほど皆様の投票で選ばれました第12代愛西市議会の議長を務めさせていただきます近藤です。

皆様と共に二元代表制をしっかりと進めていき、市政発展のために邁進してまいりたいと思いますので、どうぞ皆様の力を一緒にして、市政発展のために頑張っていきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○副議長（佐藤信男君）

以上をもちまして、私の職務は全て終了いたしました。皆様方の御協力で議事が円滑に進行しましたことに感謝を申し上げます。

それでは、これから先は新議長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔副議長 新議長と交代〕

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（近藤 武君）

それでは、議長の職を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・副議長の辞職許可について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第6・副議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤信男副議長の退場を求めます。

〔副議長・佐藤信男議員 退場〕

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

辞職願。私はこのたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。令和6年4月30日、愛西市議会議長様。愛西市議会副議長・佐藤信男。以上です。

○議長（近藤 武君）

辞職願は、ただいま事務局長朗読のとおりであります。

お諮りいたします。佐藤信男議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、佐藤信男議員の副議長の辞職を許可することと決定いたしました。

副議長の辞職許可についてですが、終了いたしましたので、佐藤信男議員の入場を許可いたします。

〔12番・佐藤信男議員 入場〕

それでは、佐藤信男議員に申し上げます。

佐藤信男議員の副議長の辞職は、許可することに決定いたしました。

佐藤信男議員より御挨拶があります。よろしくお願いします。

○ 1 2 番（佐藤信男君）

ただいま私の辞職願を承認していただきまして、誠にありがとうございました。

退任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

令和4年5月から副議長として皆様方から拝命いただきました。無事全うするかどうか心配もございましたが、皆様方の温かい御支援、御協力のおかげで本日を迎えることができました。本当にありがとうございます。これもひとえに皆様方の御協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

私も、今後は愛西市議会の議員として一生懸命精進していきたいと思います。これからもこれまでと変わらぬ御指導御鞭撻を賜りますよう深くお願いを申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり〕

先ほど山岡議員から休憩動議が出されました。

休憩動議について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

休憩動議が成立いたしましたので、休憩とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

すみません、不慣れで申し訳ございません。

この動議は、先ほど6名以上の賛成者がありましたので成立いたしました。

休憩の動議を議題として採決いたします。

〔発言する者あり〕

ちょっとしばらくお待ちいただいてもよろしいですか。生理現象という形で。

休憩の動議を議題として、今から採決いたしたいと思います。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

休憩動議に対しての賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、休憩動議は否決とされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 7 ・ 選挙第 3 号

○議長（近藤 武君）

次に、日程第 7 ・ 選挙第 3 号：副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第 2 項の規定により、3 番・中村文武議員と 4 番・河合克平議員の 2 名を立会人に指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1 番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

投票漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いいたしました 2 名の方は開票場所へお集まりをお願いします。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を発表いたします。

投票総数18票、そのうち有効投票18票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、石崎議員12票、原議員 3 票、真野議員 2 票、角田議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。これは、有効得票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の 4 分の 1 以上であります。よって、石崎誠子議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました石崎誠子議員が議席におられますので、本席から会議規則

第31条第2項の規定により告知いたします。

石崎誠子議員より副議長就任の御挨拶があります。

○新副議長（石崎誠子君）

一言御挨拶を申し上げます。

このたびは愛西市議会副議長に御選任いただき、厚く感謝申し上げます。身に余る大役ではございますが、皆様のお力添えを賜りながら議長をお支えし、そして議会が公正かつ円滑に進むよう、そして議会活性化に向けて進めていけるように努力してまいりたいと思います。今後とも皆様の御協力、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申しあげまして挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

ここで、議事整理のため暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・常任委員会委員の選任について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第8・常任委員会委員の選任についてを議題いたします。

各委員会の委員定数は、委員会条例で総務文教委員会9名、建設福祉委員会9名と定められております。

この件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

御報告いたします。

初めに、総務文教委員会委員を順不同で申し上げます。

近藤武議員、山岡幹雄議員、佐藤信男議員、角田龍仁議員、佐藤旭浩議員、神田康史議員、高松幸雄議員、真野和久議員、山田門左エ門議員、以上9名です。

次に、建設福祉委員会委員を順不同で申し上げます。

杉村義仁議員、原裕司議員、石崎誠子議員、中村文武議員、鬼頭勝治議員、竹村仁司議員、河合克平議員、馬淵紀明議員、吉川三津子議員、以上9名です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議会運営委員会委員の選任について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第9・議会運営委員会委員の選任についてを議題いたします。

委員会の委員定数は、委員会条例で10名以内と定められております。

この件につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

**○議会事務局長（鷲尾和彦君）**

御報告いたします。

議会運営委員会委員を順不同で申し上げます。

佐藤信男議員、原裕司議員、角田龍仁議員、中村文武議員、神田康史議員、高松幸雄議員、河合克平議員、以上7名です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報特別委員会は、6名で構成する特別委員会となっております。

この件につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

御報告いたします。

議会広報特別委員会委員を順不同で申し上げます。

山岡幹雄議員、佐藤旭浩議員、神田康史議員、竹村仁司議員、真野和久議員、吉川三津子議員、以上6名です。

○議長（近藤 武君）

それではここで、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

総務文教委員会は第1委員会室、建設福祉委員会は第2委員会室にお集まりください。また、各常任委員会の正・副委員長の互選が終わりましたら、第1委員会室において議会運営委員会、議会広報特別委員会の順に行いますのでお集まりください。

なお、委員会条例第10条2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、正・副委員長を互選するための暫時休憩といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別

委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（鷺尾和彦君）

御報告をいたします。

総務文教委員会委員長・山岡幹雄議員、副委員長・高松幸雄議員。

建設福祉委員会委員長・馬淵紀明議員、副委員長・竹村仁司議員。

議会運営委員会委員長・佐藤信男議員、副委員長・角田龍仁議員。

議会広報特別委員会委員長・佐藤旭浩議員、副委員長・真野和久議員。以上です。

○議長（近藤 武君）

以上が各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果であります。

ここでお昼の休憩と議事整理のため休憩を取らせていただきます。再開は13時30分をお願いしたいと思います。

午前11時55分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（近藤 武君）

それではお昼の休憩を解きまして、暫時休憩を閉じさせていただきます。

休憩中ですけれども、いろいろ審議していただきましたが、まだ結論が出ていないことがありますので、再度またちょっとここで暫時休憩を取らせていただいて、全員協議会のほうもまだ行われておりませんので、暫時休憩中に協議した中を、また全員協議会で協議していただきたいと思いますので、しばらくのほど、また暫時休憩をお願いいたします。

午後 1 時31分 休憩

午後 2 時02分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・選挙第4号

○議長（近藤 武君）

次に、日程第11・選挙第4号：海部南部水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（鷺尾和彦君）

それでは、海部南部水道企業団議会議員の選挙について御説明を申し上げます。

海部南部水道企業団議会議員には、現在、神田康史議員、高松幸雄議員、石崎誠子議員、佐藤旭浩議員に御活躍をいただいておりますが、任期満了日が令和6年5月9日となっております。そのため、今回選挙をお願いするものでございます。任期は、令和6年5月10日から令和8年5月9日までの2年間でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部南部水道企業団議会議員に杉村義仁議員、高松幸雄議員、角田龍仁議員、河合克平議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました杉村義仁議員、高松幸雄議員、角田龍仁議員、河合克平議員を海部南部水道企業団議会議員の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、杉村義仁議員、高松幸雄議員、角田龍仁議員、河合克平議員が海部南部水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま海部南部水道企業団議会議員に当選されました杉村義仁議員、高松幸雄議員、角田龍仁議員、河合克平議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・選挙第5号

○議長（近藤 武君）

次に、日程第12・選挙第5号：海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

それでは、海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区環境事務組合議会議員の竹村仁司議員、真野和久議員の組合議員の辞職によりまして、今回選挙をお願いするものでございます。任期は、前任者の残任期間の令和8年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区環境事務組合議会議員に山岡幹雄議員、真野和久議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました山岡幹雄議員、真野和久議員を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、山岡幹雄議員、真野和久議員が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました山岡幹雄議員、真野和久議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・選挙第6号

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第13・選挙第6号：海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

##### ○議会事務局長（鷲尾和彦君）

それでは、海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区急病診療所組合議会議員の河合克平議員、中村文武議員の組合議員の辞職によりまして、今回補欠選挙をお願いするものでございます。任期は、前任者の残任期間の令和7年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いいたします。

##### ○議長（近藤 武君）

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区急病診療所組合議会議員に佐藤信男議員、竹村仁司議員を指名いたしま

す。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました佐藤信男議員、竹村仁司議員を海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、佐藤信男議員、竹村仁司議員が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました佐藤信男議員、竹村仁司議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・選挙第7号

○議長（近藤 武君）

次に、日程第14・選挙第7号：海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

それでは、海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区水防事務組合議会議員の馬淵紀明議員、角田龍仁議員の組合議員の辞職によりまして、今回補欠選挙をお願いするものでございます。任期は、前任者の残任期間の令和7年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区水防事務組合議会議員に鬼頭勝治議員、中村文武議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました鬼頭勝治議員、中村文武議員を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、鬼頭勝治議員、中村文武議員が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました鬼頭勝治議員、中村文武議員が議

席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、議事整理のため暫時休憩といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・承認第1号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第15・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、議会へ報告し、承認を求める必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和6年3月30日に専決いたしました。

改正内容につきましては、承認第1号、資料2を基に御説明させていただきますので、御覧ください。

改正の概要は、個人住民税の定額減税の実施及び固定資産税における土地の負担調整措置を延長等するものでございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、地方税法が改正されたことに伴い、関係規定を整備するためでございます。

改正の内容ですが、令和6年度分の個人住民税の所得割の額から、納税義務者及び配偶者を含む扶養家族1人につき1万円を控除するもの、また土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間継続するもの、その他必要な規定の整備でございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、承認第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

#### ○4番（河合克平君）

では、承認第1号：専決処分の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）について質問をいたします。

まず、専決をされたということですが、地方自治法第179条の1項の規定は、特に緊急を要するためということで、議会の招集する時間的余裕がないことということで、特に緊急を要するためということでありますので、特に緊急を要するための内容、理由についてお聞かせください。

また、資料1の1ページの第51条から順次始まるんですが、ただし書が追加されています。ただし書を追加した理由と、今後どういう運用がされていくのか教えてください。

さらに、資料1の23ページの12条の3、中段上からですが、用途変更住宅地等及び類似用途変更宅地に対して課税する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例として、第12条の3、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号。以下「改正法」という。）附則第13条の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととするという適用除外の条文ではありますが、他の条文については、令和3年から令和5年を令和6年から令和8年という変更をされていますが、この条例だけが平成21年から23年ということから、令和6年から令和8年までと、約10年間以上を飛ばして適用除外を変更するという状況であります。この平成24年からは令和5年までの適用除外の取扱いについて、ほかの条文と適用期間が違う、その理由について確認をさせてください。

また、適用除外を定めていますけれども、平成24年から令和5年まで、この適用除外の取扱いについて実際あったのか、実際に条例が変わっていないのに適用除外を行っていたのか、そのことについて今どういう運用がされてきたのか確認をさせてください。

以上、3点よろしく申し上げます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の専決処分の理由でございますが、こちらは地方税法の改正に伴い条例を改正するものでございまして、令和6年4月1日施行の法改正の分でございますので、同年3月31日までに条例改正をする必要があるためでございます。

それから、3点目に飛びますけれども、先ほどの23ページの特例措置の関係でございます。こちらは、本来法の改正により3年ごとに経過措置の期間の延長の改正をしているものですが、条文改正上欠落しているということでございます。以上でございます。

#### ○税務課長（伊藤 恒君）

2つ目の質問のほうにつきましては、私のほうから御答弁させていただきます。

第51条から数点にわたってただし書のところがございます。こちらについては、今まで減免規定の中で、市長に裁量を持った職権で行えるということがなかったものですから、そちらを規定するという形で今回設けさせていただいたものです。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

では、再質問をいたしますが、この3月31日までに条例改正しなければならないということ で専決をしたということですが、大体国から3月31日に改正をするということはいつ市に伝えられて、いつ市が整えなきゃならなかったのか、時系列で教えてください。

あと、先ほどのただし書についてですが、市長の裁量をとということですけど、今までは市長の裁量はなかったという理解でいいのか、今後は市長の裁量があるので、7日以内に出さない場合であっても市長の裁量によって減免がされるという条例規定になるのか、そのことについてお答えください。

また、23ページの12条の3についてですが、適用期間の違いについては条例の欠落をしてきたということのお話がありましたが、欠落をしてきた理由について聞くのと、欠落をしている期間についての適用除外については、市の行政的な欠落によって適用除外がなされていない人がいるのか、そのことについて、先ほど第1回目の質問でもしましたが、そのことについてお答えください。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

先ほどの法改正の件につきましては、年度末ぎりぎりのところで法改正の連絡があつてという形で聞いております。

それから、先ほどの3点目の条例改正の欠落についてでございますが、こちらは従来国や県からの条例改正については、準則などでお示しされることがございますが、この条項についての情報がなかったための認識不足であったというふうに思っております。

それから、課税の状況でございますが、こちらのほうは特例措置を適用した状態で課税をしておりました。

取りあえず私からは以上です。

〔発言する者あり〕

現状の課税状況は、本来の法の趣旨に基づいて課税をさせていただいておりますが、条例上、申し訳ございませんが、今回欠落をしていたということでございます。以上でございます。

#### ○税務課長（伊藤 恒君）

2点目のただし書の件でございます。

現状、今までのところだと、7日前までの申請主義が原則でございまして、今回新たに市長の裁量のところを追加したものとなっております。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

吉川三津子議員。

○ 7 番（吉川三津子君）

では、数点お伺いをしたいと思います。

今、河合議員のほうから12条の3の欠落の問題が出ておりましたが、国とか県から連絡がなかったということですが、本来連絡がなくても気づかなければいけないものだったのか、気づかなくて当然のものだったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、以前ちょっと議会の中で聞いているかもしれませんが、今回の個人住民税の影響額と、それから国からどのような補填があるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、固定資産税の関係ですが、これまでの負担調整措置の仕組みの継続ということですが、具体的にどんなものが継続されるのか教えていただきたいと思います。愛西市でどのような措置を取ってきているのか、愛西市独自のものなのか、国とかそういったところで統一的なものなのか、その点について教えていただきたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の改正の欠落の関係でございますが、こちらについては、法の趣旨に基づきまして本来改正すべきであろうというふうに思っておりますので、情報がこちらのほうに来ていなかったことありますが、こちらの認識不足というのがあったかというふうに思っております。

それからあとは、減税の影響額につきまして、こちらは現在いろいろ課税調査中でございますので、具体的な数字については今確認調査中でございます。

それから、補填の関係でございますけれども、こちらについては、国のほうの地方特例交付金で国からの措置がされるというふうに聞いております。

それから、固定資産の土地の負担調整措置の関係でございますが、負担調整措置については、平成9年度の評価替え以降、課税の公平性の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視して、税負担の調整措置として講じられたものでございますので、市としてのものではなく、国の制度の一環として取り扱っているというものでございます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・承認第2号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第16・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私のほうから、承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険

税条例の一部を改正する条例)について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったことが明らかであると認め、専決処分したので報告し、承認を求める必要があるからでございます。

2枚目が専決処分書の写しでございます。

令和6年3月30日に専決をいたしました。

続いて、改正の内容につきましては、資料2を御覧ください。

第1. 改正の概要は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を引き上げるものでございます。

第2. 改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたためでございます。

第3. 改正の内容としまして、1. 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額「22万円」を「24万円」に改正するものでございます。

2. 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の引上げについては、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に除すべき金額「29万円」を「29万5,000円」、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に除すべき金額「53万5,000円」を「54万5,000円」に改正するものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、承認第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について質問をいたします。

まず、専決をされるということですが、この国民健康保険税条例の内容について、大きくは負担をしていただくのが2万円増になったり、軽減をする部分が増えたりという内容があるんですが、実際この計算をするのは何月何日に計算をされるのか教えてください。

特に緊急を要する特段の理由というのがあれば教えてください。まずその2点ですね。

さらに、限度額が24万円増になって、年間106万円が最高額というふうになるんですが、これについて、負担増の世帯が何世帯ぐらいで、何人ぐらいで、会計全体の増額については幾らぐらいなのか教えてください。

また、増の部分はありますが、今度減の部分ですけれども、軽減された世帯の変化についてですが、5割減額の世帯数、増加世帯数、負担軽減額を教えてください。また、2割減額の世帯数と増加世帯数、負担軽減金額を教えてください。

最後ですが、106万円について、上限の所得の金額になるのは、所得が幾らの人についてなのか。今回値上げがされた部分も含めて関係あるかと思うんですが、上限の所得は幾らなのか教えてください。

また、この上限の所得について、協会けんぽで同等の所得の人についての保険料は幾らぐらいなのか、保険料の負担は幾らなのか教えてください。

以上6点、お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次お答えさせていただきます。

まず緊急を要する理由と計算をする日にちでございます。

まず、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、条例を4月1日から施行する必要があるためです。また、賦課期間は4月1日、最終的な決定が7月1日となっております。

続いて、それぞれ限度額の引上げによる影響世帯と金額でございます。

まず、限度額の引上げによる影響世帯数、それから金額でございます。本算定前ですので、前年度所得金額で試算しますと、影響世帯数は119世帯で、国保税の影響額は約214万円の増収でございます。

続いて、軽減判定所得の引上げによる影響世帯数と金額でございます。同じく前年度の所得で試算しますと、5割減額は判定所得の引上げにより14世帯増加し、影響額は52万円の税込減でございます。また、2割減額は14世帯増加し、影響額は約35万円の税込減でございます。

限度額の合計が106万円になった世帯の所得額となりますが、単身世帯で試算しますと、所得額が1,029万7,000円を超える額が対象となります。

協会けんぽとの比較ということではありますが、愛西市では協会けんぽの情報、資料を持ち合わせておりませんのでございません。以上です。

○4番（河合克平君）

実際に計算がされるのは7月1日だということですが、7月1日ですから、6月議会で十分に合うと思うんですけれども、計算がされるまでに条例が変更されればいいという理解ではいけないのか。専決をしなければならない理由について再度お伺いをします。

106万円の上限の所得金額についてお伺いをしましたが、この所得金額は、大体サラリーマンの収入にすると幾らか、もし分かるのであれば教えてください。

あと、前年よりは214万円増えて、大体87万円減ということ、130万円ほどの増収になるという、昨年の状況でいうと予定になるということでもありますけれども、それによって国保財政がどのような状況になっていくのか教えてください。以上、お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

先ほども答弁しましたが、賦課期日が4月1日であり、最終的な期日が7月1日であります。市民の義務に影響する遡及は避けるべきとの判断から、専決を判断させていただきました。

あとサラリーマンとの対比は資料がございませんので、お答えすることはできません。

続いて、保険年金課長より答弁します。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回の改正による保険税の変更でございますが、これも部長が申し上げましたとおり、まだ本算定前ですので、昨年の所得状況による試算でございますが、税額といたしまして、改正前12億2,067万1,100円ほどの計算値でございます。これが12億2,197万9,600円ということで、計算上は130万8,500円の増額となる予定でございます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

それでは、1点ちょっと質問させていただきたいんですが、今回の改正については、全国統一的なものなのか、県統一なのか、市がこの金額等の判断をしているのか、その点について教えていただきたいと思います。この数字の根拠、これを出す上でどんな数字を基にして方針を決めたのか、その点についても説明をいただきたいと思います。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回の改正につきましては、地方税法施行令の改正に基づいて行うものでございます。条例でございますので、そのままという市、あるいは1年据え置くという市もございますが、愛西市の場合は大変厳しい状況でございますので、限度額の引上げ等、法律に合わせて引上げさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

今厳しい状況というお話がありましたが、何をもって厳しい、そのラインですね、それについて説明をいただきたいと思います。

それから、愛知県下で据え置いているところとかいろいろあると思いますが、その状況、据え置いているところについては、どんな理由で据え置いているのか、それについても説明をいただきたいと思います。

○保険年金課長（後藤真治君）

1点目の厳しい状況でございますが、現在、令和5年度におきましても収支の差がございまして、令和6年度から値上げをお願いしているという状況でございますので、そういった中、厳しい状況と判断しております。以上でございます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

税を据え置いている県内での市ですけれども、春日井市、刈谷市、豊明市と聞いております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

答弁漏れです。なぜ据え置けているのか。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

失礼いたしました。

この3市全てという確認は取れておりませんが、お聞きするところによると、1年遅れで金額を調整するという市もあるとお聞きしておりますので、全ての据え置いている理由までは把握しておりません。以上です。

○議長（近藤 武君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第26号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第17・議案第26号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第26号：愛西市税条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

概要につきましては、資料2で御説明をさせていただきますので御覧ください。

改正の概要は、令和6年能登半島地震災害の被害者の方の負担軽減を図るため、個人市民税に係る特例措置を講ずるものでございます。

改正の理由は、地方税法の一部を改正する法律が施行され、関係規定を整備するためでございます。

改正の内容ですが、令和6年1月の能登半島地震災害により、住宅、家財等の資産に生じた損失額について、令和6年度分の個人市民税において雑損控除の適用対象とすることができる特例を定めるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、議案第26号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第26号について質問をしたいと思います。

今回の税条例改正に関しては、能登半島地震の被災者に対する支援ということだというふうに思いますけれども、一つ確認として、この対象となるのは被災をされた方で、本市にいわゆる住民票を移した方、籍を持ってきた方なのか、あるいは単に自主的に避難をされて暮らしている方なのか、その辺りについてまず確認をしたいと思います。

それから、今回避難のために転居した方、いわゆる住民票を移した方というのが愛西市とされているかどうか、存在しているかどうかについて分かるかどうかについて確認をしたいというのが2つ目です。

あと、今回こういう形で損失の特例措置があるわけですが、それによる市の住民税の減収分に関して、政府からの補填や何かがあるのかどうかについてお願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず対象者の関係でございますが、こちらは、令和6年1月1日現在、愛西市に住所を有する方で、被災地に家屋や家財を有する場合となります。そういった状況でございますので、現状において対象の関係については正確には把握しておりませんが、そんなに多くはないのではないかとというふうには推察をしております。

それから、市の住民税の関係でございますが、こちらの影響額については、額は把握しておりませんが、補填についても、現状においては状況としての情報は入っておりません。以上でございます。

○5番（真野和久君）

ということは、令和6年1月1日で本市に住民票が、いわゆる転居されている方という話になってくると、愛西市に住んでいて資産等が能登半島にある方が対象ということで、被災をされて、こちらに例えば避難とかで転居をされた方が対象ではないということでしょうか。もし、そうした避難をされた方に対する支援とかというのは、愛西市としてはどのように考えているかについても教えてください。

○総務部長（近藤幸敏君）

愛西市に住所を1月1日時点で置いてみえる方ということですので、1月1日現在の住所地においての対象になってくるというふうに理解をしております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、質問ですが、今回、第1号の専決処分については、令和6年3月31日に変わったのでということでしたが、今回条例提案されているのは令和6年2月21日ということで、これは専

決をしなかったのはなぜなのか、流れ的に専決をするものなのかどうか、そのことについて、なぜ切り分けがされているのか教えてください。

また、令和6年の能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例については、令和6年1月1日に住所があるということが前提だということですが、居住財産でなくても、住んでいない建物であっても、それが個人の所有のものであれば、壊れた部分について損失が出ていれば損失となるという理解でいいのか教えてください、住んでいなくても。お願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず先ほどの専決処分との関係でございますけれども、こちらはあくまで先ほどの4月1日施行分については時間的な余裕等もございますので、今回専決処分をさせていただきましたが、公布の日からの今回の能登半島地震の関係につきましては、議案としてお諮りするものとして、専決処分から除外して切り分けたという形でのものがございます。

あと建物の居住の関係でございますけれども、状況としては、生活に通常必要な資産というのが資産の範疇というふうになっているところでございますので、その状況によって判断されるものではないかというふうに理解しております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

なので、通常居住している財産で損失控除で上げられるので、1月1日ってまだ地震が起きていないのではないのかな。1日に起きているか。だから、1日に起きて、その時間で、引っ越してきたのが1月1日、そういう人があるのかどうか分からないですけど、そういう生活の用に供しているものについて損失申告が上がるということについては、それはそういう理解でいいということですね。

そういうものが能登半島にあったということで理解をさせていただきますが、それでいいかどうかの確認と、あと先ほどの切り分けたのはなぜなのかという話をしたんですけれども、施行が決まってからということで、4月1日からではないから、この部分だけ除外したというお答えでしたが、それでいいのか。通常であれば、1月1日まで遡らないかんのじゃないかなというふうに思ったんですけれども、それについては、本来でいうと施行した後でも1月1日まで遡って賦課決定するという理解でいいですか。そのことについて教えてください。

例えば、具体的に例として、1月1日に引っ越す予定でということなのか、引っ越す予定で引っ越してきたんだけど、まだ向こうに家があったみたいな話なのか、具体的にどういう人がそういう例になるのか。1月1日に住所があるということであれば、それについてもう少し具体的に教えていただければと思います。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

先ほどのまず専決との関係でございますけれども、こちらのほうは時間的余裕がないものについては専決処分ということにしたということでございますし、議案のほうは、あえてその部分について専決に該当しないものとして除外をしたという形になっております。

それから、具体例の関係でございますけれども、先ほどの関係として、地震被害が6年1月1日であったということと、対象要件が令和6年1月1日現在で愛西市に住所を有するという

ことでございますので、こういった状況を確認、把握した上で対応していくものであるというふうに考えております。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

今答弁を聞いていてちっとも分からないんですが、地震が1月1日に起きて、愛西市に居住地があって、そして能登のほうに住まいがあってという。具体的にその人の生活、例えばこういった事例ですよというのをもう少し詳しく、時系列的に考えると、とても無理な感じの補助に思えるんです。でしょう。1日に地震が起きて、1日に居住していて、それで家が能登にあってって、一体どういう人が該当するのというところで、今説明を受けていて分からないので、もう一度分かりやすく、こういった事例ですよというのを御説明いただきたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

結局愛西市の条例でいいますと、1月1日現在ということになりますけれども、1月1日に被災をしたところの住所地ということになりますので、例えば1月1日にお住まいのところが被災地であれば、そこに住んでみえる方の住所については、その所在地の関係で適用になるかならないかという判断になるということになるというふうに理解しております。

○7番（吉川三津子君）

今のお話だと、能登のほうで被災を受けていた場合は、能登のほうの市町村でそういった減免なり何なりを受けるんだと。じゃあ、愛西市のこの6年1月1日現在住居があって、能登の災害との関係はどうなるんですか。今能登の関係が分かりました。能登に住んでいて被害を受けたら、能登のほうの市町村で措置を受ける。でも、愛西市の条例にうたわれることによって、どんな方がどんな利益を得られるのか、そこがちっとも分からないんです。もう一度よろしくをお願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

愛西市に住所を1月1日に有してみえる方で、その時点で被災地に私財をお持ちの方が被災された場合というのが該当するというふうに考えております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

愛西市に住所があって、向こうに資産を持っていると。それを持っている場合は対象になる。それと、ちょっと読み解きにくいところがありまして、親族が持っている場合もその対象に

なるんですか。

○総務部長（近藤幸敏君）

親族の関係でございますけれども、納税義務者、もしくは生計を一にする親族も該当するということになっております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

では、確認ですけど、愛西市に住所のある方の親族が能登のほうに住所があれば、それぞれが対象になるということでしょうか。

○総務部長（近藤幸敏君）

そのケースが生計を一にするかどうかということが判断の基準になってくるかと思います。以上です。

○議長（近藤 武君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・委員会付託の省略について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第18・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました承認第1号、承認第2号及び議案第26号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、承認第1号、承認第2号、議案第26号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・承認第1号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第19・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

承認第1号：専決処分の承認についてですが、内容的にということで反対する内容ではありませんが、先ほど23ページの12条3項について、他の条文と適用期間の違う理由については欠落がされていたと。じゃあ欠落していた間はどのよう運用していたのかということ、条例が変更された前提で運用をされていたという理解をしたわけですが、いわゆる税条例というのは、税金というのは租税法律主義で、法律によって税金が決まるという状況が全くの原則でありますので、そういった点では、愛西市の税運営が誤っていたということにつながるのではないかとというふうに考えますので、そういった点では、税運営をどのように行っていくかということについてはしっかりと反省をしていただいて、今後も税運営をしっかりと正しく行っていただけるよう求めて賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・承認第2号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第20・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、承認の第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）ということで、内容を確認すると、全体の保険者に対する増額は、約130万円ほどの増額となるという状況が分かりました。もともと負担の削減をということで私たちは求めていたところでもありますので、そういった点では、負担を削減するための方法を再度よく検討していただきたいと思います。

上限の所得については、1,029万円ということでありましたが、給与所得で1,300万から1,400万ぐらいが所得の基準になるかと思いますが、大体76万円から80万円ぐらいの金額が社

会保険の負担増になります。そういった点では、社会保険と比べても大きく国民健康保険のほうが負担が増えて大きくなっているということがありますので、そういった点では、国民健康保険の負担を軽減させるためにも、国の財政措置と併せて県へも財政措置を求めて、また一般会計からの繰入れを行いながら負担の軽減を行っていく、そういうことが必要であるということをお願いしまして、この専決処分事項の承認については反対とさせていただきます。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

承認第2号について、反対の立場で討論をいたします。

先ほど答弁をいただいたんですけれども、今回の金額改正について、財政的に厳しいから値上げをするんだと。令和6年度値上げをする予定で、それが厳しい証拠だというお話がされました。昨日、私も犬山市のほうに介護保険料の関係でお話を伺いに行っておりますが、愛西市と犬山と介護保険料が倍ぐらい違うんですね。やはり今この愛西市がどのような状況なのか、市民の方々の暮らしはどうなっているのか、国が言うから値上げをするのではなく、市独自でしっかりと状況を把握し、方針を立てるということが必要であろうと思います。そういった面で、今回の改正につきましては、市独自の分析等がされていない、説明責任が果たされていないということで反対をいたします。

そしてまた、今県下の中で据置きという自治体もあるというお話も聞きました。その理由についても、分析等、そして調査等がされていない。そういった面で、大変不十分な提案であるということで、この承認第2号については反対といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

ほかに反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第2号を採決いたします。

承認第2号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第26号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第21・議案第26号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第26号は承認することに決定いたしました。

本日配付の日程は終了いたしました。同意議案の提出がございますので、日程追加の必要があります。

ただいまから議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩といたします。

午後 3 時05分 休憩

午後 3 時23分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

先ほど休憩中に、同意第 1 号及び同意第 2 号が提出されました。日程の追加が必要でありますため、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に同意案件が 2 件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました。結果、お手元に配付の同意第 1 号及び第 2 号を本日御審議願うことと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

ただいま議会運営委員長の報告のとおり日程を追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 を議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、追加日程第１及び追加日程第２を議題とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

◎追加日程第１・同意第１号（提案説明・質疑・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、追加日程第１・同意第１号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、原裕司議員の一身上に関する案件でございますので、原裕司議員の一時退席をお願いいたします。

〔11番・原裕司議員 退場〕

それでは、提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第１号：愛西市監査委員の選任について。

愛西市監査委員・山岡幹雄は、令和６年５月６日辞職したので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、原裕司。

提案理由といたしましては、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を得て選任する必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、同意第１号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第１号につきましては人事案件でございますので、会議規則第36条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第１号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第１号につきましては人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第１号を採決いたします。

同意第１号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

ここで、原裕司議員の退場を解きます。

〔11番・原裕司議員 入場〕

それでは、原裕司議員にお伝えします。

同意第1号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、追加日程第2・同意第2号：愛西市副市長の選任についてを議題といたします。

それでは、提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市副市長の選任について。

愛西市副市長・鈴木睦は、令和6年4月30日をもって辞職したので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、清水栄利子。

提案理由といたしましては、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を経て選任する必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、同意第2号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

それでは、同意案第2号に関して質問したいと思います。

今回の副市長の提案に関しては、市長からの提案事項でありますので、その点はあれですけれども、突然こうやって提案が出されてきたということについて幾つかちょっとお尋ねをしたいと思います。

これ以外にも、本議会に関しては、本来いわゆる議会人事の議会ですので、市からの提案というのはあまりないのが通例ですけれども、3件の議案が出されました。そのときには、今回の同意案については中という状況もありますので、その点についての経緯をお尋ねしたいというふうに思います。

また、今回の同意案に出されている方に関しては、この4月から愛西市の健康子ども部調整官として就いたばかりというようなことで、今後の愛西市の子供施策に関して、部長及び課長と共にしっかりとやっていくことが期待されていたと思うんですが、そこを今回外れてまで副市長として選任の提案をされてきたというところについて、やはり説明をしっかりと求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○市長（日永貴章君）

経緯といたしましては、御承知のとおり、前副市長が体調不良によりまして4月30日をもって辞職をされました。それに伴いまして、私といたしましては、早急に副市長の選任を行いたいということを説明させていただいております。その中で、私といたしましても、市職員をはじめ、多くの自分の中で知っている方々やそういった方々をいろいろ考えさせていただきまして、今回、清水氏に副市長をお願いしたいという打診をさせていただいて、本人が快諾をしていただいたということでございます。

当然、清水氏におかれましては、最後は健康子ども部長を務めていただきまして、そういった子供の施策や健康施策についてしっかりと業務を行ってきていただいておりますし、これからでもできるのであれば、そういった事業に携わっていただきたいということで、この4月から新たに調整官という役職で配置をさせていただきました。

今後につきましても、副市長にもしも選任されましても、そういったところにつきましても、今までの専門性をしっかりと発揮していただいて、活躍をしていただけるものだというふうに私は思っておりますので、今回副市長として選任同意案を提出させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

突然のことで、多分知っていらした議員もあるかもしれませんが、大変驚いている次第であります。職歴とかを拝見したところ、やはり福祉系に特化したお仕事をずっとされてきているというところで、前の鈴木副市長は建設系ということでいろんな部署を渡り歩いていらっしゃる方だと思います。そういった部分で、建設系、まちづくり系、そういったところで、やや今までの経験というところで不足している。多分いろいろな法律等についても関わりが薄い部分があるのではないかと。そこら辺が少し私としては心配をするところですが、そういったところをどのように穴埋めというかフォローして、これから市政運営をしていくのか、その点について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

当然その方それぞれ得意分野があると思います。今議員がおっしゃられたとおり、今回の清水氏に関しましては、先ほども御答弁させていただきましたけれども、健康増進関係や子育て施策にはかなり精通しているというふうに思いますが、当然建設系につきましても若干まだまだ勉強不足なところもあるかもしれません。そういった意味では、現在県からも建設系につきましても派遣職員に来ていただいておりますし、私からも多くの職員を県に派遣させていただいておりますので、そういったところとも連携をしながら、まちづくりの事業についてもしっかりとやっていけるというふうに思っております。

また、清水氏につきましては、やはりまちづくりに対しても非常に熱心にいろいろなことを考えておられる方だと私は思っておりますので、そういった分野にも積極的に関わっていただけるというふうに思っております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

1点だけすみません。先ほど来、子ども部調整官という立ち位置で、この4月からだったんですけれども、そうすると、ここのポジションはどのようになるのでしょうか。

○市長（日永貴章君）

現状のところ、もしも選任していただければ、健康子ども部調整官という席は空白になるというふうに思っております。調整官というのは、この4月から新たに設置をしたポジションでございますので、今国の施策で役職定年制度がしかれておりますので、また今後そういったことは検討していかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

再度の確認ですが、今回承認第1号、2号、それから条例の提案ということでされて、議論がされたわけですが、それと同時に、こういった重要な案件であれば、しっかりと事前の告知がある中で、人事案件について議論もできるような状況で手を踏んでいただくのがよりよい状況ではないかと思うんですけれども、今回突然の提案ということになったところについては、非常に不満というのか疑義があるわけですが、この突然の提案となってしまった理由について再度お伺いします。

○市長（日永貴章君）

今回の人選につきましては、当然私としてもかなり検討をしまいいりました。早く決めておれば、もっと早く提案を示すことも可能だったかと思いますが、本当に間際になって大変申し訳ありませんが、私としては、できる限り本人の人選等も含めて進めてきた結果が本日の提案となったということでございます。以上です。

○議長（近藤 武君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第2号につきましては人事案件でございますので、会議規則

第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

異議がありますので、採決いたします。

委員会への付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

〔「議長」の声あり〕

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

精読時間をお願いします。賛否について検討する時間をお願いします。

○議長（近藤 武君）

それでは、精読時間は5分ぐらいでよろしいですか。

〔発言する者あり〕

それでは、トイレ休憩を含め、10分間の暫時休憩としたいと思います。

午後3時39分 休憩

午後3時51分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、同意第2号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと……。

〔「議長、動議」の声あり〕

河合議員。

○4番（河合克平君）

今回人事案件ということでもありますけれども、ナンバーツーを選任するということの同意の案件が出ておりますので、職員ということもありますので、ぜひとも本人に議場に来ていただいて、決意のほどをおっしゃっていただきたいということを求めるわけですが、本人の決意をおっしゃっていただくことについての議事追加ということの動議をお願いしたいです。

○議長（近藤 武君）

ただいま河合克平議員から、副市長の選任動議について出されました。

それでは、賛成の方はお見えでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。

〔「何の」の声あり〕

先ほどの内容の動議についての賛成の方の挙手を求めます。

〔「河合さんに対して賛成の方という」の声あり〕

はい、そうです。

〔賛成者挙手〕

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、動議として成立いたしました。

先ほどの河合議員の内容の動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数でありますので、よって、先ほどの動議内容の部分について、動議は否決されました。

もう一度述べさせていただきます。

同意第2号につきましては人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと……。

〔「異議あり」の声あり〕

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

討論ですけれども、その人の人格的なこと以外は、やはり理由としてきちんと残すべきだと思いますので、討論のほうはしていただきたいというふうに思います。

もうちょっと後に言ったほうがよかったでしたっけ、異議ありませんか。

○議長（近藤 武君）

異議でいいですか。

〔「はい」の声あり〕

御異議がありましたので討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、今回の同意第2号：愛西市副市長の選任について、清水栄利子さんについてですが、今回の副市長のことについていうと、まず第1点があまりにも突然過ぎるという状況の中、しっかりと論議する時間がない。また、清水さん本人がぜひとも決意を表明してほしかったんですが、そういったこともありませんでした。職員として非常に頑張ってみえて、様々な子供施策等で非常に功績を残されているということについては、評価をさせていただくところではありますけれども、今回の選任についてはあまりにも突然過ぎると。しっかりと議論をしていかなければならないという点で、まず1点反対であります。

もう一点は、新型コロナウイルス感染症の今回訴訟が行われているわけですが、亡くなられた方に関わって議会の質問でも質疑をさせていただきましたが、同じ答弁を何度もされるのですとか、市として責任を持って対応していただく、そういう答弁もありませんでしたので、そういったところでは、指示はあったとはいえ、そういう市民の命を守るという点での答弁としては非常にいささか残念であったということの内容がありますので、そういった点で併せて清水

さんについての同意については同意できないということで申し上げたいと思います。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

愛西市副市長の選任について、反対の立場で討論をいたします。

人格的にとか、そういった部分で私は異議を持っているわけではありません。手続の進め方として、この臨時議会のもうぎりぎりのところで、このような本当にナンバーツアの重要なポスト、多分職員の一番のリーダーになる立場の方を決めるという大切な同意事項をぎりぎりのところで、私たちが調べたり考えたりする時間がない中で重要なポストが決められるということは大変問題だと思いますので、清水さんの人格とか、そういったものではなく、この手続の進め方が間違っていると思いますので、反対といたしたいと思います。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、閉会に際しまして一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会に提案をさせていただきました各議案につきまして、それぞれ御議決をいただき、誠にありがとうございました。追加で上程をさせていただきました副市長の選任につきましても御同意をいただき、厚く御礼を申し上げます。清水新副市長には、これまでの愛西市職員としての豊富な経験を生かし、本市の発展に貢献していただくことを期待しております。

次に、新たに第12代議長に近藤武議員が就任されましたこと、そして同じく第12代副議長に

石崎誠子議員が就任されましたことにつきましては、心からお祝いを申し上げます。これから大変にお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私どもといたしましては、今後市民の代表であります議員の皆様方から、市政運営の各般にわたり格別の御指導御鞭撻を賜り、引き続き車の両輪として市政発展に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、5月に入りまして、市内では今後も様々なイベントや行事が行われます。近いところでは、5月12日日曜日には木曽三川交流レガッタが、26日の日曜日には市消防団観閲式が開催をされます。木曽三川交流レガッタが開催されます長良川国際レガッタコースは、御承知のとおり、2026年度に開催をされますアジア競技大会のローイング競技の会場に仮決定をされております。市といたしましては、組織委員会へ現在も職員を派遣し、市を挙げてこの大会を盛り上げてまいりますので、議員各位におかれましても大変御多忙とは存じますが、積極的に御参加をいただき、共に機運を盛り上げていただきますようお願いを申し上げます。

また、夏季に行っておりますさわやかサマースタイルでございますが、今年は5月1日からスタートをしております。議員各位におかれましては、この取組にも御理解をいただくとともに、これからだんだんと暑さが増してまいりますので、お体を御自愛の上、どうか今後とも市政発展のため格別の御尽力をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（近藤 武君）**

これにて令和6年第1回愛西市議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時01分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

杉村義仁

愛西市議会  
新議長

近藤武

愛西市議会  
副議長

佐藤信男

会議録署名議員  
第5番議員

真野和久

会議録署名議員  
第6番議員

山田門左エ門